

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化する2件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。（詳細は入札説明書及び参考資料による。）

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和7年12月26日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長 森 信哉

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 14

○第32号

1. 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名

① 令和7年度 東京港中央防波堤外側地区岸壁（-16m）（耐震）築造等工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

② 令和7年度 東京港中央防波堤外側地区岸壁（-16m）（耐震）築造等工事（その2）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 東京都大田区令和島 Y3バース

(4) 工事内容

① 本工事は、東京港中央防波堤外側地区岸壁（-16m）（耐震）の工場製作工、共通工、本体工、上部工（プレキャストPC床版）、付属工、舗装工、構造物撤去工、雑工、仮設工及び調査工を施工するものである。

② 本工事は、東京港中央防波堤外側地区岸壁（-16m）（耐震）の工場製作工、共通工、本体工、上部工（プレキャストPC床版）、付属工、舗装工、構造物撤去工、雑工及び仮設工を施工するものである。

(5) 工期

① 契約締結日から令和10年9月15日まで

② 契約締結日から令和10年9月15日まで

(6) 本工事は、入札時に「技術提案（VE提案等の技術提案及び工事全般の施工計画）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時VE方式（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、入札時VE方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。

(7) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、令和7

年12月26日（金）18時00分から令和8年1月13日（火）8時30分までの間は電子入札システム停止のため、電子入札システムを利用することができないことに留意すること。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

- (8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。また、紙契約方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
- (9) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
- (10) 本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して1年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
- (11) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去2年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。（詳細は入札説明書による。）
- (12) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。
- (13) 本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。（詳細は入札説明書による。）
- (14) 本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型（工期指定）」の試行工事である。
- (15) 本工事は、「主任（監理）技術者等未経験の技術者を配置」、「快適な職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について工事成績評定で評価する工事である。
- (16) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
- (17) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (18) 本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（「一括合意方式」という。）も可能とする。
- (19) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

- (20) 本工事は、国土交通省が提唱するi- Construction の取組において、BIM/CIM (Building /Construction Information Modeling , Management) を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするBIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。
- (21) 本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
- (22) 本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
- (23) 本工事は、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、次の場所で公表する。

関東地方整備局港湾空港部ホームページ

「発注情報→3. 公表資料→入札結果等の公表（工事案件）」

<https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/07kouzi.html>

- (24) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- (25) 本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。特定建設工事共同企業体等の場合は、共同企業体として提出することとする。
- (26) 本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。
- (27) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等を評価する工事である。
- (28) 本工事は、令和6年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。
- (29) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、第三者による適正性をチェックする試行工事である。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共

同企業体の資格決定を受けていること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係）における令和 7・8 年度一般競争参加資格業者のうち港湾土木工事の資格決定を受けている者であること
- (3) 関東地方整備局（港湾空港関係）における令和 7・8 年度一般競争参加資格業者のうち港湾土木工事の資格決定の際に算定した客観点数が、1,150 点以上の者であること。（会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が 1,150 点以上であること。）
- (4) ① 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率 20% 以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

同種工事)

- ア) 260t／基以上の鋼製ジャケットの製作及び海上から起重機船等により据付を施工した工事
- イ) 海上において、外径 1,200mm 以上且つ鋼管長 49m 以上の鋼管矢板又は鋼管杭の打込を施工した工事

上記ア)、イ) は別件でもよいものとするが全ての実績を有すること。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成 21 年 3 月 31 日付け国港技第 105 号の 2）第 5 条第 2 項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

- ② 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率 20% 以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事)

- ア) 海上から起重機船等により、鋼製ジャケットの据付を施工した工事
- イ) 海上から起重機船等により、鋼管矢板又は鋼管杭の打込を施工した工事

上記ア)、イ) は別件でもよいものとするが全ての実績を有すること。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

- (5) 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
(詳細は入札説明書による。)
- ② 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、1人の者が、平成22年4月1日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任(監理)技術者の工事の施工経験は求めない。

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち1社の主任(監理)技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ただし、上記の期間に労働基準法第65条第1項又は第2項の規定による産前・産後休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1項第1号又は第2号の規定による育児休業及び介護休業(以下、「産前・産後休業等」という。)を取得した場合は、産前・産後休業等期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。産前・産後休業等期間を加える場合は、産前・産後休業等期間を確認できる資料を添付することとし、添付がない場合は追加期間を加えないこととする。

同種工事)

- ア) 海上から起重機船等により、鋼製ジャケットの据付を施工した工事
- イ) 海上から起重機船等により、鋼管矢板又は鋼管杭の打込を施工した工事
上記ア)、イ)は別件でもよいものとするが全ての実績を有すること。
- ・主任(監理)技術者1人で全ての施工経験を満たさない場合、別に配置する主任技術者の施工経験を同種工事の施工経験として認めることとする。
- ・主任(監理)技術者以外の主任技術者は特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者の主任技術者とし、当該工種の施工期間は専任を要することとする。
- ・同種工事の施工経験については、各施工経験1件に対して複数名の申請は認めないものとする。

また、当該施工経験が地方整備局(港湾空港関係)の発注した工事に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 配置予定の主任(監理)技術者その他に技術指導者(現場代理人又は担当技術者として配置)を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者を専任(他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に本工事に係る職務にのみ従事)で配置すること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

- ① (5)に掲げる主任(監理)技術者に求める要件をすべて満たすこと。

- ② 別件工事で専任配置されていないこと。
- ③ 定期的に配置予定主任（監理）技術者の指導を現場にて行うこと（1回／週程度）
- ※技術指導者を配置する場合の配置予定主任（監理）技術者等未経験者に求める競争参加資格要件は、（5）に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。また、配置予定主任（監理）技術者が（5）に掲げる同種工事の施工経験を有する場合、技術指導者を配置することはできない。
- (7) 上記1.に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 「技術提案（VE提案等の技術提案及び工事全般の施工計画）」が適正であること。

3. 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「技術提案（VE提案等の技術提案及び工事全般の施工計画）」、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価」、「賃上げの実施に関する評価」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の①、②の要件に該当する者のうち、（2）の総合評価の方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

（2）総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、評価値（入札参加者毎に、下記③及び④により与えられる「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値）をもって行う。

② 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高

点を65点とする。

- (③) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件（標準案）を実現できると認められる場合に100点を与える。
- (④) 「加算点」は、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者について、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。

また、「施工体制評価点」は次の(オ)の項目を評価して与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減じる場合がある。

- (ア) 技術提案（VE提案等の技術提案）
- (イ) 技術提案（工事全般の施工計画）
- (ウ) ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価
- (エ) 賃上げの実施に関する評価
- (オ) 施工体制（施工体制評価点）

(3) 評価の基準

- (2) ④(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目の詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎15階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係 野口 錠二
電話 045-211-7413

(2) 入札説明書の配付期間及び配布方法

入札参加希望者には、次の方で入札説明書等を配付する。

- (ア) 入札情報サービスアドレス
<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>
「工事検索・入札公告等→入札公告等・工事検索条件指定→検索」
- (イ) 上記によりがたい場合は次の場所で配付する。

〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎15階
関東地方整備局 総務部経理調達課 電話 045-211-7413
配付期間：令和7年12月26日から令和8年3月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定期刻である14時00分）

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法

提出方法：申請書および資料は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送等すること。なお、電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

提出期間：令和7年12月26日から令和8年1月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から18時00分まで。ただし、最終日は12時00分まで。発注者の承諾を得て持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。）する場合の受付時間は9時30分から18時00分

まで。ただし、最終日は12時00分まで。

紙により持参又は郵送する場合の提出先：上記（1）に同じ。

（4）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は入札書の提出期限までに必着で郵送等すること。

入札書の提出期限：令和8年3月16日14時00分。

紙により持参又は郵送する場合の提出先：

〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎15階

関東地方整備局 総務部 経理調達課 調達係

電話 045-211-7413

開札日時：

① 令和7年度 東京港中央防波堤外側地区岸壁（-16m）（耐震）築造等工事

令和8年3月19日 9時40分

② 令和7年度 東京港中央防波堤外側地区岸壁（-16m）（耐震）築造等工事（その2）

令和8年3月19日 11時10分

開札場所：関東地方整備局入札室

（5）入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

令和8年2月12日から 令和8年3月16日14時00分まで（利付国債の提供の場合は令和8年3月2日まで）

〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎15階

関東地方整備局 総務部 経理調達課 電話 045-211-7413

持参又は郵送等により提出すること。

5. その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）配置予定主任（監理）技術者の確認

落札決定後、工事実績情報システム等により配置予定の主任（監理）技術者又は技術指導者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、工事着手

日 1 週間前を過ぎた日以降は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の①から③に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術者の変更は認められない。

- ① 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ② 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ③ 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

上記の事由によりやむを得ず配置技術者を変更する場合は、2 . (5) 又は2 . (6) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上かつ受発注者の協議において、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせる恐れがないと認められる者を配置しなければならない。

また、申請した技術者を変更する場合は、契約日から工事着手日 1 週間前までに変更可能な他の技術者に係る申請書を提出し審査を受けなければならない。工事着手日 1 週間前を過ぎた日以降に交代する事由が生じた場合は、隨時、同様の申請書を提出すること。審査の結果、不適合となった場合は変更できない。

(5) 契約締結後のVE提案等の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4 . (1) に同じ。

(11) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2 . (2) に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4 . (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付国土交通省東北地方整備局副局長他7者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、隨時受け付ける。

(12) 「VE提案等の技術提案」及び「工事全般の施工計画」の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知するものとし、当該提案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(13) 上記2 . (4) の施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認されない場合は、当該者の施工実績として認めな

い。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定（又は新規の決定）」を受けていない事、若しくは、再決定（又は新規の決定）時に実績として承継が認められていない場合を指す。

- (14) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (15) 資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。
- (16) 申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。
- (17) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書の内容を十分に確認すること。
- (18) 詳細は入札説明書による。

6. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Mori Shinya Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract: ① Tokyo Port central breakwater outer area quay wall (-16m) (earthquake resistant) construction Works, 1 set ② Tokyo Port central breakwater outer area quay wall (-16m) (earthquake resistant) construction Works (Part 2), 1 set
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 12:00 26 January 2026
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 14:00 16 March 2026(tenders brought or submitted by mail: 14:00 16 March 2026)
- (6) Contact point for tender documentation: Noguchi Joji, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism; 5-57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231-8436 Japan TEL045-211-7413